

【産前産後国民健康保険料軽減措置制度に係る条例改正(案)について】

1 内容

令和6年1月から出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険料及び被保険者均等割保険料の軽減を行う。

軽減期間は、出産予定日の属する月の前月から出産予定日の属する月の翌々月までの4か月間とするもの。

2 改正理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正するもの。

3 施行期日

令和6年1月1日